

○富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例

平成15年11月15日

条例第95号

改正 平成18年3月8日条例第30号

平成18年12月11日条例第54号

平成20年3月10日条例第11号

平成21年3月30日条例第11号

平成24年9月13日条例第20号

平成26年7月2日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の精神的及び経済的な負担を軽減し、もってひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

イ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)

ウ 船員保険法(昭和14年法律第73号)

エ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

オ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)

カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)

(2) 配偶者のない者 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した者であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者及びこれに準ずる次に掲げる者で、現に18歳未満の者(現に18歳以上の者については、満18歳に

なった日の属する年度の末日までは、18歳未満の者とみなす。以下同じ。)を扶養している者をいう。

ア 離婚した者であって現に婚姻をしていない者

イ 配偶者の生死が明らかでない者

ウ 配偶者から遺棄されている者

エ 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない者

オ 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者

カ 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者

キ 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻をしていない者

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条第1項の規定による命令(被害者の申立てにより発せられたものに限る)により保護された者

ケ アからクに掲げる者のほか、町長がこれらと同様の事情にあると認める者

(3) 児童 配偶者のない者に扶養されている18歳未満の者及び父母のない児童をいう。

(4) 父母のない児童 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の者をいう。

(5) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給をいう。

(6) 保険医療機関等 次に掲げるものをいう。

ア 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局

イ 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者

ウ 柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第2条第1項に規定する柔道整

復師

エ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定によりあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者

(平18条例30・平18条例54・平20条例11・平26条例16・一部改正)

(受給資格者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、本町の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。ただし、規則で定める特別の事情がある場合は、対象者が本町の区域内に住所を有しなくても医療費助成金の支給対象とすることができる。

(1) 児童を監護し、その者と生計を一にする配偶者のない者

(2) 前号に規定する配偶者のない者の監護を受け、その者と生計を一にする児童

(3) 父母のない児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 児童福祉施設又は障害者支援施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されている者

(3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

(4) 富士河口湖町重度心身障害者医療費助成条例(平成15年富士河口湖町条例第103号)により医療費の助成を受けることができる者

(5) 受給資格者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)が前年(1月1日から8月末日までの間に受給資格を取得する場合にあっては前々年。以下同じ。)において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有する者

(6) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に定める額以上である者

3 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額が零となるひとり親等については、前項第5号の規定は、適用しないものとする。

(平18条例54・全改、平20条例11・平21条例11・平24条例20・一部改正)

(助成金の支給)

第4条 長は、受給資格者が疾病又は負傷のため療養を受け、保険給付に関してその費用の一部を負担した場合は、当該自己負担金(医療保険各法又は他の制度による療養費の給付を受けたときは、その受けた額を控除した額)に相当する額を助成金として配偶者のない者又は父母のない児童を扶養する者(以下「家庭主等」という。)に支給するものとする。

2 前項の規定による助成金の対象となる医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(支給の制限)

第5条 前条第1項の規定にかかわらず、療養の原因となった疾病又は負傷が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、療養に要する費用の全部又は一部について第三者から賠償が行われるときは、助成金の全部又は一部の支給を行わない。

(助成金の支給方法)

第6条 助成金の支給は、家庭主等の請求に基づき行うものとする。ただし、

山梨県内に住所を有する保険医療機関等(ただし、第2条第1項第6号に規定する柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を受けた者を除く。)が家庭主等から当該医療の給付等に関する一部負担金を徴収しない場合は、この保険医療機関等の請求に基づき行うものとし、この場合、当該医療の給付等を受けた受給者に対し助成金の支給が行われたものとみなす。

2 前項の請求は、保険給付を受けた日から2年以内に行わなければならない。

(平18条例30・平20条例11・一部改正)

(助成金の返還)

第7条 長は、偽りその他不正な行為により第4条の規定による助成を受けた者があるときは、その者から当該助成をした金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年11月15日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の河口湖町ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和50年河口湖町条例第22号)、勝山村ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和49年勝山村条例第11号)又は足和田村母子家庭医療費助成に関する条例(昭和50年足和田村条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第54号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成20年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る助成金の支給について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成21年条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富士河口湖町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた保険給付に係る医療費助成金について適用し、同日前に行われた保険給付に係る医療費助成金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成26年条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。